

CONTENTS

- 1-4 ・ 令和6年度愛知労働局行政運営方針
- 4 ・ 今年度も愛知働き方改革推進支援センターが開所しました
・ 災害発生状況
- 5-6 ・ 令和6年度業務改善助成金の一部変更のお知らせ
- 7 ・ 令和6年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」
の実施について
・ 令和6年度 労働保険の年度更新 ご案内
- 8 ・ 連載 第3回（全6回） 令和6年度の愛知労働局の賃金
行政における課題と取組について
平井 秀明 氏（愛知労働局 労働基準部 賃金課長）
- 9 ・ 連載 第2回（全6回） 「労働時間該当性の事例」
有田 務務管理事務所 社会保険労務士 有田 知史 氏
- 10 ・ 第13回定時会員総会等開催のご案内
・ 「治療と仕事の両立支援シンポジウムあいち」開催の
お知らせ
・ 当協会 研修会場（ポラ名古屋ビル会場）の定員数変
更のご案内
- 11 ・ 企業の労働110番 労働相談室のご案内
・ 中央労働災害防止協会
2023年度中小企業無災害記録証 受賞事業場紹介
・ 中央労働災害防止協会
中小企業無災害記録証授与制度 申請のご案内
- 12 ・ 業種や事業者規模に関わらず、化学物質管理者の選任が
必要です
- 13-14 ・ 第83回（令和6年度）全国産業安全衛生大会in広島
- 15 ・ 技能講習等講習会予定表

令和6年度の愛知労働局運営方針では、愛知の労働行政を取り巻く情勢と課題を踏まえ、労働基準、職業安定、人材開発、雇用環境・均等の四行政が総合的・一体的に運営することで、総合労働行政機関としての機能を最大限発揮し、県民からの期待に応えてまいります。

労働基準部では、以下の内容で対策を推進してまいります。

1.最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援

(1) 最低賃金・賃金の引上げを図る中小・小規模企業等の生産性向上に向けた支援の強化

最低賃金については、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定。以下「総合対策」という。）において、「公労使の三者の最低賃金審議会で毎年の最低賃金額についてしっかりと議論を行い、その積み重ねによって2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指す。」とされており、中小・小規模企業が賃上げしやすい環境整備に一層取り組むことが求められています。特に生産性向上が不可欠であることから、業務改善助成金などの各種支援策について、積極的な周知及び利用勧奨を行い、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、賃金引上げを支援してまいります。

また、労働局が委託して実施する「愛知働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、生産性向上等に取り組む事業者等に対してきめ細かな支援を行います。

加えて、中小企業等が賃上げ原資を確保できるよう「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、政府一体となって取組を進めることとされており、労働局及び監督署においては、引き続き、事業場に対し賃金引上げの検討を促すとともに、厚生労働省WEBページ「賃金引上げ特設ページ」の紹介等により、中小企業等が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供し、賃金引上げに向けた労働環境の自主的な促進を図ってまいります。

令和5年2月27日に、県内の行政機関、経済団体、労働団体及び金融団体と「適正な取引・価格転嫁を促し地域経済の活性化に取り組む共同宣言」を发出しており、「愛知県『働き方改革』に向けた関係機関連絡協議会」、「取引適正化・価格転嫁推進フォーラム」など、関係機関と連携を図りながら、取引適正化、適切な価格転嫁等への必要な取組を継続して行います。

さらに、中部経済産業局との連携を強化し、生産性向上に取り組む中小企業等に対し、事業再構築補助金、ものづくり・商業・サービス補助金、IT導入補助金など各種補助金、及びよろず支援拠点の案内を行います。

(2) 最低賃金制度の適切な運営

県内の経済動向、地域の実情及びこれまでの愛知地方最低賃金審議会の審議状況などを踏まえつつ、適切な資料の収集、作成、提示に努め、厚生労働省労働基準局賃金課とも連携を図りながら、充実した審議が尽くせるよう愛知地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ってまいります。

また、最低賃金額の改定等については、経済団体、労働者団体、地方公共団体等の協力を得て、県民に幅広く周知し、使用者及び労働者に周知徹底を図るとともに、これまでの監督指導の結果や労働相談等の各種情報を踏まえ、最低賃金の遵守を図るため、履行確保上問題があると考えられる業種を重点とした監督指導を行ってまいります。

2.労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

(1) 長時間労働の抑制

ア 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を中心に監督指導を実施します。

また、11月の「過労死等防止啓発月間」において、「過労死等防止対策推進シンポジウム」や「過重労働解消キャンペーン」等の各種取組に関する積極的な周知を図ってまいります。

さらに、教育活動を通じた過労死等の防止に関する啓発の一環として、大学・専門学校・高校等への講師派遣を引き続き積極的に行います。

イ 中小企業・小規模事業者等に対する支援

中小企業・小規模事業者等の働き方改革が実現されるよう、全ての監督署に編成した「労働時間改善指導・援助チーム」のうち「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催や個別訪問などを行います。

ウ 新たに時間外・休日労働の上限規制が適用される中小企業等への時間外・休日労働時間の削減等に向けた支援

令和6年4月から、新たに時間外・休日労働の上限規制が適用される建設業、自動車運転者については、荷主や発注者といった取引関係者、ひいては国民全体の理解を得ることが重要であり、各種パンフレット等の活用や特設サイト「はたらきかたススめ」を通じて周知を行います。

医師については、愛知県医療勤務環境改善支援センター等と連携し、医療機関における労働時間管理や時間外労働

の削減等に関して、適切な支援等を行います。

自動車運転者については、労働時間等説明会等を開催し、改善基準告示も含めて、あらゆる機会を通じて、丁寧な周知を図ります。また、トラック運転者の長時間労働の要因の中には、取引慣行など、個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものもあるため、監督署において、発・着荷主等に対し、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないように努めること等の配慮を要請してまいります。さらに、関係行政機関で構成する「『物流革新に向けた政策パッケージ』中部ブロック推進会議」において、他機関と連携して取り組んでまいります。

建設業については、業界団体や防災団体等と連携を図りつつ、監督署の「労働時間相談・支援班」による説明会の開催や個別訪問等を通じて、支援を行います。

また、時間外・休日労働の上限が適用される職種、業種を含む中小企業において、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組む事業主に対し、愛知働き方改革推進支援センターによる窓口相談や、コンサルティング等により的確な支援を行い、また、働き方改革推進支援助成金の活用を促進し、労働時間の設定の改善を推進します。

(2) 労働条件の確保・改善対策

ア 法定労働条件の確保等

監督指導を通じて、事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制を確立させ、これを定着させるとともに、労働基準関係法令の遵守の徹底を図ってまいります。特に、労働時間の適正把握と時間外・休日・深夜の割増賃金の支払いは労働条件の枠組みの基本となるため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を徹底し、監督指導において同ガイドラインに基づく労働時間管理が行われているかを確認し、賃金不払残業が認められた場合には、その是正を指導してまいります。

なお、度重なる指導にもかかわらず法違反を是正しない事業場や法違反を繰り返す事業場など、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められる事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処してまいります。

イ 裁量労働制の適正な運用

各種情報に基づき、裁量労働制の運用等に関し問題があると考えられる事業場に対して、監督指導等を実施します。

また、裁量労働制に係る省令等が令和6年4月に施行されることから、裁量労働制導入事業場等に対し、パンフレット等を活用して改正内容について周知を行ってまいります。

ウ 労働契約関係の明確化

労働基準法に基づく労働条件明示事項に、就業場所・業務の変更の範囲を追加する等の改正省令が令和6年4月に施行されることから、パンフレット等を活用して、あらゆる機会に周知・啓発を図ってまいります。

エ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

①外国人労働者

技能実習生等の外国人労働者については、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して重点的に監督指導を実施し、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められる

事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処します。また、出入国在留管理機関及び外国人技能実習機構（以下「機構等」という。）との相互通報制度を確実に運用した上で、監督指導等を実施します。

特に、技能実習生に対する労働搾取目的の人身取引が疑われる事案については、機構等との速やかな合同監督・調査や関係機関との連携を着実に実施した上で、悪質性が認められるものは司法処分を含め厳正に対処します。

②自動車運転者

自動車運転者については、違法な長時間労働等が疑われる事業場に対する監督指導を的確に実施する。また、愛知運輸支局との相互通報制度を確実に運用するとともに、協議の上で、合同監督・監査を行います。

また、歩合給により雇われている自動車運転者の保障給の確保や、タクシー運転者の賃金制度のうち、累進歩合制度の廃止に係る指導等についても徹底を図ります。

③障害者である労働者

障害者虐待防止の観点も含め、障害者である労働者の法定労働条件の履行確保のため、監督指導を実施するとともに、障害者である労働者に関する情報を把握した場合には関係機関と積極的に情報共有を図り、事業主に対する啓発・指導に努め、問題事案の発生防止及び早期是正を図ってまいります。

オ 「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進

「労災かくし」の排除を期すため、説明会等の機会を通じて、その防止に向けた周知・啓発を図るとともに、監督・労災補償・安全衛生の各担当部署間における連携により、「労災かくし」に関する情報収集に努め、当該事案を把握した場合は司法処分を含め厳正に対処します。

カ 各種権限の公正かつ斉一的な行使の徹底

地方労働基準監察監督官制度の的確な運用等により、行政指導の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、監督権限をはじめとする各種権限の公正かつ斉一的な行使を確保してまいります。

また、監督指導において法違反が認められた場合には、事業主によるその内容や是正の必要性を分かりやすく説明することにより、事業主による自主的な改善を促すとともに、きめ細かな情報提供や具体的な是正・改善に向けた取組方法を助言するなど、丁寧かつ具体的に対応する。特に、中小企業の事業場への監督指導に当たっては、中小企業における労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態、その他の事情を十分に聴いた上で、その事情を踏まえて丁寧に対応してまいります。

(3) 「安全経営あいち[®]」の推進

2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする「第14次労働災害防止推進計画」（以下「14次防」という。）の重点事項の1つに掲げた「安全経営あいち[®]」の推進などにより、重篤な労働災害の撲滅を目指すにとどまらず、生産性の向上等により労働分配を高めることや、働き方改革の推進など、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進して行きます。

ア 「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用

14次防期間中、労働局管内で、「安全経営あいち[®]」の理念（※1、2参照）に賛同する事業場（以下「賛同事業場」という。）を募る制度を運用し、所定の手続を経た賛同事業場に対し、登録商標である「安全経営あいち[®]」の名称及びロゴを使用できることとしています。



賛同事業場は、それらの使用により「安全経営」に取り組む姿勢と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢を同時に事業場内外に示すこととなり、既に多くの事業者の賛同を得ていることから、引き続き同制度の運用を図ってまいります。

また、業種間の取組み状況を情報交換できる場として「異業種交流」等の実施、ホームページでの情報発信の強化等を通じ、企業価値向上と自律的でポジティブな安全の確立を目指します。

（※1）「安全経営あいち[®]」の理念

これまで、労働安全衛生管理の手段と捉えられていたリスクアセスメントは、そのプロセスに現場の実態把握を含めていることから、これを通じて経営視点である「PQCDSME（※2）」を並列かつ一体的に捉えて行くことができる。すなわち、リスクアセスメントを通じ、安全性、生産性、品質、原価、納期等を同時に高めていくことが可能であり、さらに企業価値をも向上させる戦略的手法とすることができる。労働局は、この理念を「安全経営あいち[®]」として提唱している。

（※2）PQCDSME

経営における重要な7つの視点のことで、それぞれ、P：Productivity＝生産性、Q：Quality＝品質、C：Cost＝原価・経済性、D：Delivery＝納期・生産量、S：Safety＝安全性、M：Morale＝士気、E：Environment＝環境を表す。

イ +Safe 協議会等の運用

死傷災害の大幅増加を示す第三次産業の業種（商業、社会福祉施設、飲食店等）は、いずれも顧客、利用者等へのサービス提供を業としており、労働安全衛生管理についても、それらサービス提供と一体的に運用することが現実的です。このため、「安全経営あいち[®]」の理念の下、経営に安全をプラスする「+Safe」の名称を冠して協議会を運営し、サービス提供と労働安全衛生管理の一体化等について働きかけを行ってまいります。

また、企業側に自主的な取組を促すため、企業の課題と有効な改善策をともに探る、寄り添い型の指導を実施してまいります。

ウ 総合的な健康確保

業務上疾病の多発と定期健康診断有所見率の高止まりが認められる中、労働者の健康確保に対する必要性は益々高まっており、リスクアセスメントを中核とした化学物質、及び粉

じん等に対する有害業務対策、健康診断、長時間労働面接指導、及びストレスチェック等とそれらの結果を踏まえた事後措置の運用並びに「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」及び「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」等を踏まえた健康保持増進、治療と仕事の両立及びテレワークの導入等、多様な働き方への対応を包括した「総合的な健康対策」を推進してまいります。

エ きめ細かな個別指導等の実施

これまで個別指導は、単発的、個別的な内容になりがちでしたが、今後は、「安全経営あいち[®]」の理念も踏まえ、総合的な個別指導等を行ってまいります。

また、我が国の産業構造の変化、高齢労働者、外国人労働者及び派遣労働者の増加等の社会経済の情勢変化や、技術革新及び働き方改革の進捗等並びに、それらを背景とする労働災害発生の動向を踏まえて、経営的な視点からも必要な情報を提供するように努めてまいります。

（4）重篤な労働災害の防止

これまで、労働局は、「危なさと向きあおう」をキャッチフレーズとしてリスクアセスメントの普及促進を図ってきたことにより、製造業を中心に、全業種における死亡者数の一定の減少を達成したところです。

しかし、①製造業における重篤災害の主な類型である、はさまれ・巻き込まれ災害、及び切れ・こすれ災害について、その約6割が動力機械に起因するものであること、②建設業の死亡災害の約3割が高所からの墜落・転落災害であることを踏まえ、引き続きリスクアセスメントの普及促進を図ることが不可欠です。また、その適切な実施は、「安全経営あいち[®]」の理念に繋がるものであることから、14次防を踏まえ、製造業を対象とした動力機械災害防止対策及び建設業を対象とした墜落・転落災害防止対策を推進してまいります。

（5）労災補償制度の適切な運営に向けた対策

ア 組織的な管理による労災保険請求の早期処理等

労災補償制度の根幹は、被災労働者等に対して迅速かつ公正に必要な保険給付を行うことをもって、被災労働者等を保護することです。このため、労災保険給付の請求に対しては、請求受付後、速やかに必要な調査を実施し、管理者による組織的な進行管理を徹底する等、迅速な事務処理を推進するとともに、法令、認定基準等に基づいた適切な認定を行ってまいります。

特に、認定までに時間を要する脳心事案や精神事案などの複雑困難事案については、労災担当部署（愛知労災保険業務センター）と監督・安全衛生担当部署が連携し、認定基準等に基づいた適切な認定及びより一層の迅速な処理に努めてまいります。

イ 石綿関連疾患に関する労災補償制度の周知広報

石綿による中皮腫や肺がん等の石綿関連疾患について、がん診療連携拠点病院を中心とした労災指定医療機関に対し、認定基準等の周知広報を行うとともに、労災請求の勧奨の依頼を行うことで、石綿ばく露作業により石綿関連疾患に罹患した被災労働者等の保護を推進させてまいります。

愛知労働局行政運営方針については、愛知労働局ホームページ

(<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/roudoukyoku/roudoukyoku.html>)

愛知労働局 > 労働局のご案内 > 労働局について (概要) または、右の二次元コードよりご確認ください。



今年度も愛知働き方改革推進支援センターが開所しました

愛知労働局

働き方改革を進める中小企業を支援するため、愛知労働局委託事業により、愛知働き方改革推進支援センターが今年度も開所しました。令和6年4月からは、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた自動車運転者や建設業などについても適用が開始されることになり、長時間労働の解消に向けた取り組みが必要となります。

専門家が訪問し、働き方に関する相談、同一労働同一賃金への取組み、各種助成金の利用などについてもすべて無料で相談・支援を行っています。メールやオンラインでの相談も可能です。また、セミナーも開催していますので、ホームページやLINE登録にて開催日程をご確認の上、是非ご利用ください。

<愛知働き方改革推進支援センター>

所在地 名古屋千種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階
電話 0120-006-802
メールアドレス aichi@task-work.com
ホームページアドレス <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/aichi/>



LINE登録はこちらから

【担当部署】

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課
電話 052-857-0312

災害発生状況

愛知労働局

愛知県の全産業死亡災害一覧 (令和6年4月9日現在)

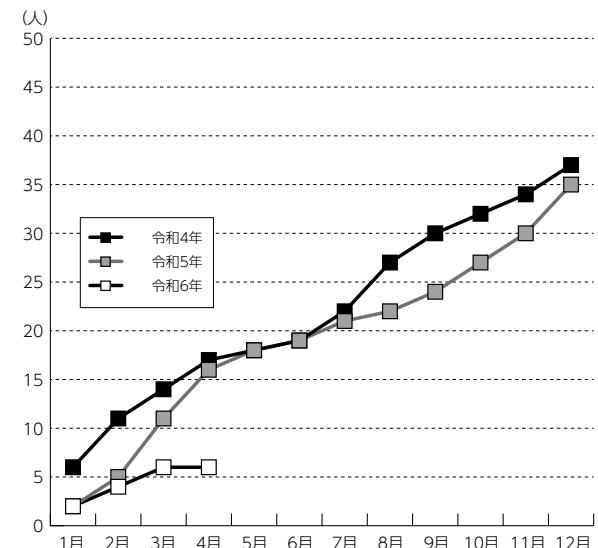
発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因		
R6.2.6. 14:00	墜落・転落 トラック	配達先構内で貨物自動車の運転者がヘルメットを着用せず、荷台上で荷役作業をしていたところ、転落したものの。		
	事業場規模 9名以下	業種 道路貨物運送業	60代 貨物自動車運転者	経験 一年
R6.3.4. 19:00	墜落・転落 はしご等	2階建ての事務所の屋根に上がるために梯子を登っていたところ、梯子が倒れ転落したものの。		
	事業場規模 50~99名	業種 商業	60代 技術職	経験 一年

愛知労働局管内死亡災害発生状況 (令和6年4月9日現在の速報値)

令和6年発生分 ※ () 内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種	年別	令和6年速報値	令和5年同時期 (速報値)	令和5年暫定値
製造業	製造業	1	4	8
	食品製造業			
	化学工業			
	鉄鋼・非鉄金属		2	3
	金属製品		1	1
	一般・電気・輸送用 その他	1	1	4
建設業	建設業		1	6 (1)
	土木工事業			
	建築工事業 その他		1	6 (1)
陸上貨物運送事業		1	1	10 (3)
商業	商業	3 (2)		4 (2)
	卸売業	1		2
	小売業	1 (1)		2 (2)
	その他	1 (1)		
清掃・と畜業		1	1	4
上記以外の事業			2 (1)	3 (1)
合計		6 (2)	9 (1)	35 (7)

月別死亡災害発生状況積算グラフ



令和6年度業務改善助成金の一部変更のお知らせ (愛知労働局版)

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

令和6年度も引き続き助成金の受付を実施しますが、一部変更されましたので、ご注意ください。

変更点

1. 特例事業者要件	新型コロナウイルスの影響を受けた事業者向けの「生産量要件」が終了(物価高騰等要件は引き続き継続)
2. 経費の特例	「生産量要件」又は「物価高騰等要件」の事業者に認められていた「関連する経費」が終了(車・PCなどの導入は引き続き実施)
3. 申請回数	令和6年度中に可能な申請回数は1回まで※
4. 賃金引き上げ方法	事業場内最低賃金の引き上げは1回のみ(複数回の引き上げは助成対象外)
5. 申請期限	令和6年12月27日まで
6. 事業完了期限	令和7年1月31日まで

※ 令和6年3月31日までに申請いただき、令和6年4月1日以降に交付決定を受けた事業者は、令和5年度に申請されたものとして扱われますので、令和6年度にも申請可能です。

令和6年度における変更点は以下のとおりです。

	令和5年度	令和6年度
特例事業者 経費の特例	○生産量要件	令和5年度限り
	○物価高騰等要件	引き続き実施
	○車・PCなど	引き続き実施
	○関連する経費	令和5年度限り

お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440(受付時間 平日 8:30~17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

業務改善助成金 検索



交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(企画課)です

特例事業者に関する注意点

<特例事業者の要件>

令和6年度の特例事業者は、以下の要件に当てはまる中小企業事業者となります。

物価高騰等要件

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者
※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<対象経費と特例措置>

変更後の特例事業者に該当する場合、以下の特例措置を受けることができます。

		一般事業者	特例事業者
引上げ人数関係	引上げ人数10人以上の区分の利用	×	○
助成対象経費関係	生産性向上に資する設備投資等	○	○
	生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

賃金引上げに関する注意点

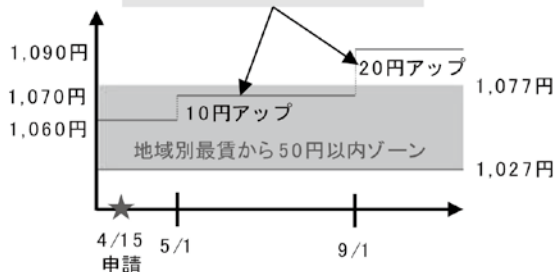
「4. 賃金引上げ方法」のとおり、事業場内最低賃金の複数回に分けての引き上げは助成対象外となりました。申請に当たっては、特に以下の点にご注意ください。

(例) 愛知県最低賃金が1,027円、事業場内最低賃金1,060円の事業場が4月15日に申請する場合

5月1日に1,060円から1,070円に引上げ、9月1日に1,070円から1,090円に引上げを実施し、合算して30円コースを申請したい。

対象外 5月1日と9月1日がともに30円以上の引上げがされていないので、引上げコース区分を満たす賃上げとは認められません。

複数回に分けて実施した賃上げは合算しません。



助成対象となるには？

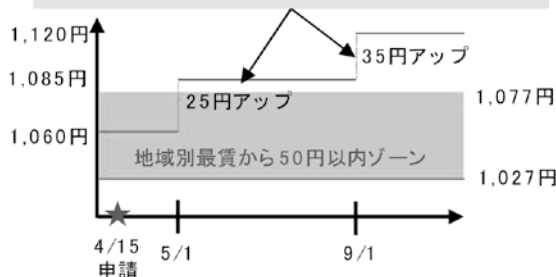
対象!

5月1日に30円以上引き上げていただくか、5月1日の10円引上げはそのままに、9月1日に30円以上引き上げていただくと助成対象となります。

5月1日に1,060円から1,085円に引上げ、9月1日に1,085円から1,120円に引上げを実施し、合算して60円コース又は2回目の賃上げで30円コースを申請したい。

対象外 5月1日は30円以上の引上げがされておらず、かつ地域別最低賃金と事業場内最低賃金の差額が50円を超えたため、9月1日に30円以上引き上げていただいても対象外となります。

一度目の賃上げは要件を満たさないため対象外。また、その際に地域別最賃から50円を超えたため、後の賃上げが要件を満たすものでも対象外。



助成対象となるには？

対象!

5月1日に30円以上引き上げていただくと助成対象となります。

(R6.3)

令和6年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

愛知労働局

愛知労働局は、職場における熱中症予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を実施します。

昨年1年間の全国における職場の熱中症の発生状況（令和6年1月11日現在の速報値）は、死亡を含む休業4日以上死傷者1,045人、うち死亡者は28人となっています。愛知労働局管内では、令和5年速報値において死亡者はなかったものの、休業4日以上の被災者数は59名となっています。

熱中症の発生は毎年5月ごろ、かなり早い時期から始まり、特に暑熱順化（暑さに慣れること）が十分でない時期に急激に気温が高くなると、熱中症発生のリスクは高くなります。

また、熱中症の発生はWBGT（暑さ指数）と明確に関連しており、予防についても作業者の暑熱環境ばく露管理を行うことで一定の科学的アプローチが可能です。

本キャンペーンにおいては、特に事業者による①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、②作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、③衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知すること、に重点を置き、愛知労働局が関係団体と連携して周知・啓発を図ることとしています。

愛知労働局が実施している熱中症予防対策の集中的な取組についての詳細は、愛知労働局ホームページ（https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/nettyusho.html）または、右のQRコードよりご確認ください。

●今年、暑熱順化の時期になると日差しが暑に感じ、急激な暑熱環境の変化に身体が対応できず、全国的に熱中症が発生しています。令和5年、愛知県内で発生した熱中症の発生数は、59人（休業4日以上・12月時点での速報値）となりました。

●熱中症の発生はWBGT（暑さ指数）と明確に関連しており、予防についても作業者の暑熱環境ばく露管理を行うことで一定の科学的アプローチが可能です。このパンフレットを参考に、関係者が熱中症に対する十分な認識を持ち、熱中症の根絶を目指しましょう。

愛知県内における熱中症発生状況【休業4日以上死傷者】

発生年	発生人数	死亡数	合計
平成26年	16	0	16
平成27年	20	4	24
平成28年	30	1	31
平成29年	35	1	36
平成30年	76	3	79
令和元年	49	2	51
令和2年	88	4	92
令和3年	28	0	28
令和4年	46	0	46
令和5年	59	0	59
合計	447	15	462

気温と熱中症発生状況の関係

月別発生状況（過去10年分）

作業場所別発生状況（過去10年分）

- 愛知では毎年、数十名の方が休業4日以上となる熱中症を発生しています。近年特に発生していないのは、「早朝の涼しい時間帯」が過ぎ、軽度のうちに治療できるケースが増加していることが考えられます。
- 熱中症の発生は毎年5月頃、かなり早い時期から始まります。暑熱となる7月～8月を過ぎる前に、事前に予防対策に取り組むことが重要です。
- 熱中症は、午後3時から4時をピークに、全ての時間帯で発生しています。発生場所も屋外に限らず、屋内の割合も高くなっていきます。



令和6年度 労働保険の年度更新 ご案内

愛知労働局

安心して働きたい！

令和6年度 申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6.3月～7.10水

- 年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ 年度更新 お知らせ 検索

厚生労働省 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会 厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp>

令和6年度労働保険の年度更新期間は、6月3日(月)～7月10日(水)です。

年度更新の申告書は、5月末ごろに送付予定となっており、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、または「電子申請」でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。

愛知労働局では電子申請による申告を推奨しており、24時間いつでもどこでも手続き可能、あわせて電子納付を行えば、スピーディに年度更新が完了しますので、こちらもぜひご利用ください。

詳しい内容は、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html）または右の二次元コードよりご確認ください。



<年度更新に関するお問い合わせ>

◎年度更新コールセンター TEL 0120-405-082

※IP電話・携帯電話からでもご利用になれます（通話料無料）

開設期間：令和6年5月30日(木)～7月19日(金)

受付時間：9時～17時まで（土・日・祝日を除く）

皆さん、こんにちは。愛知労働局賃金課の平井です。愛知労働基準協会及び会員の皆様方には日頃より労働行政、特に賃金行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。本年度もよろしくお願いいたします。

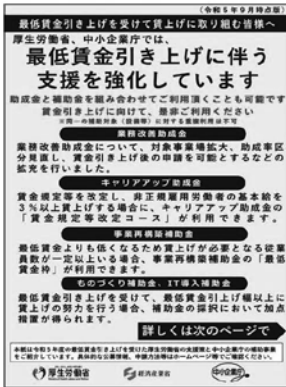
令和6年度の愛知労働局の賃金行政における課題と取組の概要については以下のとおりとなっています。

課題

最低賃金・賃金の引き上げに向けた中小・小規模企業等支援

① 最低賃金・賃金の引き上げを図る中小・小規模企業の生産性向上に向けた支援の強化

- 生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細かな支援等、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に一層取り組むことが求められている。
- 中小企業・小規模事業者に対して、賃上げの支援に取り組む必要がある。



② 最低賃金制度の適切な運営

- 愛知県の最低賃金の引上げに向けて、公労使の三者の愛知地方最低賃金審議会において、最低賃金額についてしっかりと議論を行う必要がある。
- 愛知県最低賃金額は年々引上げ幅が増加していることから、県内に広く、周知及び履行確保を図る必要がある。

必ずチェック 最低賃金 使用者も 労働者も

愛知県最低賃金の推移	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間額	955円	986円	1027円
引上額	28円	31円	41円
引上率	3.02%	3.25%	4.16%
発効日	R3.10.1	R4.10.1	R5.10.1

取組

- 業務改善助成金等の各種支援策について、積極的な周知及び利用勧奨を行い、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、賃金引上げを支援する。
- 中部経済産業局との連携を強化し、事業再構築補助金、ものづくり・商業・サービス補助金及びIT導入補助金など各種補助金及びよろず支援拠点の案内を行う。
- 愛知労働局が委託する「愛知働き方改革推進支援センター」のワンストップ相談窓口において、生産性向上等に取り組む事業者等に対してきめ細かな支援を行う。



- 県内の経済動向、地域の実情などを踏まえつつ、適切な資料の収集、作成、提示に努め、本省賃金課とも連携を図りながら、充実した審議が尽くせるよう愛知地方最低賃金審議会の円滑な運営を図る。
- 最低賃金額の改定等については、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、県民に幅広く周知するとともに、使用者及び労働者に周知徹底を図る。
- これまでの監督指導の結果や労働相談等の各種情報を踏まえ、最低賃金の遵守を図るため、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行う。



改めて、最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援へのご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

労働時間該当性の事例

有田労務管理事務所 社会保険労務士 有田 知史 氏

前回は、どのような場合に労働時間に該当するのかについて、労働時間の定義、労働時間該当性の判断基準及び考慮要素、各考慮要素についての簡単な説明をしました。

今回は、具体的な事例を始業時刻前、終業時刻後、就業時間中に分けて、実際にトラブルになりやすい場面を紹介し、労働時間に該当するかどうかのイメージを掴んでもらうとともに、適切な管理方法についても触れていきたいと思います。

1. 労働時間に該当するか否かの事例

ケース1 (始業時刻前の朝礼)

Q. A社では、毎日、始業時刻（午前9時）前の約10分間、各部署に分かれ、部署内のメンバーが全員揃った段階で朝礼を開始している。朝礼では、その日に行う業務内容の指示、前営業日にあった情報の共有を行っている。朝礼の時間は労働時間になるか？

A. 労働時間に該当する

- ・この場合の労働時間数は現実に朝礼が行われている時間となる
- ・朝礼で業務に関する指示がなく、参加が任意で、不参加であっても不利益でない場合は労働時間には該当しない（現実にあるかは疑問だが）
- ・始業時刻前の清掃や準備体操等も同様の考え方が可能

ケース2 (居残り残業)

Q. B社の従業員Xは、特段上司から指示もなかったが、毎日、午後9時近くまで残業をしていた（終業時刻は午後6時）。効率よく仕事を行えば残業する必要はない程度の業務量であり、同じ部署の他の従業員も定時に帰ることがほとんどであった。従業員Xの上司Yは、Xが残業をしていることは知っていたが、残業を認めた覚えはなくXが勝手にやっていることと思い、特に注意することもなかった。残業した時間は労働時間になるか？

A. 労働時間に該当する

- ・注意せず放置することは暗に残業を認めていることになる
- ・実務上の対応としては、明示の残業禁止命令を発する必要がある

ケース3 (休憩時間中の来客・電話対応)

Q. C社では、昼の休憩時間中（午後0時～午後1時）に電話があった場合、事務所内にいる事務員が電話対応をすることになっている。雇用契約書や就業規則等には、特段お昼の電話番の業務に関して記載はなかった。電話対応を行った時間は労働時間になるか？

A. 労働時間に該当する

- ・実際に対応した時間が労働時間になることはもちろん、休憩時間1時間すべてが労働時間と認定される可能性がある
- ・一方、来客・電話対応以外は自由に過ごしており、昼の休憩時間中の電話がほとんどないような（対応頻度が皆無の）場合は、労働からの解放が保障されていたといえるため、労働時間に該当しない可能性がある

ケース4 (始業時刻前及び終業時刻後における制服の着用時間)

Q. 飲食業を営むD社では、従業員には制服を着用して業務を行うことを義務付けており、会社の所定の更衣室で着替えることになっている。そのため、従業員は始業時刻（午前9時）より前に更衣室で着替える必要がある。着替える時間は労働時間になるか？

A. 労働時間に該当する

- ・会社から事業所内で行うよう（場所的拘束性のある）義務付けがあったことがポイント
- ・制服の着用を義務付けているだけで、必ず更衣室で着替えるように指示していない（自宅から制服を着用して通勤することも認められているような）場合は労働時間には、場所的拘束性がないため労働時間に該当しないことになる

いかがでしたでしょうか。事例から、労働時間に該当するかどうかある程度イメージを持っていただければと思います。

2. 労働時間の適切な管理方法

法律上、事業主には、従業員の労働時間を把握する義務があります。したがって、仮に未払賃金等の争いに発展した場合、事業主は適切に労働時間管理を行なっていることを証明しなければなりません。この管理がずさんだと従業員側の言い分が認められてしまうおそれもあります。そこで、最後に適切な労働時間管理について説明をしたいと思います。

労働時間の把握方法としては、通達では、原則、タイムカード等の客観的な記録によって行うこととし、自己申告制は適切な運用をすれば例外的に可能であるとしています。実務上は、自己申告制の方法の場合、種々の問題が発生しやすいため、タイムカードやクラウド勤怠管理システムを使った労働時間管理の方がよいと思われます。

ここで重要な視点になってくるのは、労働時間管理を客観的な記録によって行っているということと、適切な管理をしているということが必ずしもイコールではないということです。仮に最新の勤怠管理システムを導入していたとしても、終業時刻後の時間はすべて切り捨てて記録される等、その運用が誤っていれば、結局は適切な管理をしているとは評価されないということになります。

適切な管理をしていると評価されるためには様々な方法が考えられますが、紙面の都合上、1つ解決策をお伝えするのであれば、残業申請・許可制度を導入することが考えられます。これは、従業員が残業を行う場合、あらかじめ所属長に残業申請を行い、許可が出ればその許可の範囲で残業ができるというものです（会社が残業命令をする場合は、当然許可は不要。）。この制度を導入することで、事業主としては、単に勤怠管理システムだけで管理しているだけでなく、残業申請・許可制度も併用して管理をしている、と主張することが可能になります。

ただし、よくある問題点としては、導入してみたものの運用が形骸化してしまったというパターンです。このような場合、却って事業主が適切な管理をしていないと言われてしまう材料になりかねませんのでご注意ください。

以上、全2回にわたって労働時間についての解説を行ってきました。これが、少しでも皆様のお役に立てれば幸いです。



有田 知史
ありた ともふみ
有田労務管理事務所 社会保険労務士

2010年より7年間、地元金融機関にて融資・渉外業務を担当。

2017年、有田労務管理事務所入所。社会保険労務士のほか、中小企業診断士、行政書士、産業カウンセラー等の資格を活かし、人事労務相談や就業規則の改定のほか、経営戦略の策定、創業・資金調達などの分野で企業の支援を行っている。愛知県労働講座講師。

第13回定時会員総会等開催のご案内

当協会は第13回定時会員総会を以下のとおり開催します。会員事業場の皆様には、5月下旬に総会・会員懇談会の「招集通知」をお送りしますので、よろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染防止等の観点から、2021年6月開催の第10回定時会員総会以降、会員総会にご出席されない会員事業場の皆様に向けリモート配信を行って参りましたが、現状を鑑み、本総会ではリモート配信は実施いたしません。ご理解の程お願い申し上げます。

- (1) 日時 6月13日（木）15時00分～15時30分
- (2) 場所 名古屋クラウンホテル（名古屋市中区栄1-8-33）
- (3) 議案(予定) ①2023年度事業報告および貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等
②任期満了に伴う役員選任
③常勤役員の報酬
- (4) 報告(予定) 2024年度事業計画および収支予算
- (5) 会員懇談会 会員総会終了後、16時より、愛知労働局長（阿部 充 氏）による来賓ご挨拶・講演会および会員意見交換会を開催いたします。

「治療と仕事の両立支援シンポジウムあいち」開催のお知らせ

当協会では、厚生労働省の重要なテーマのひとつである「治療と仕事の両立支援」に関し、その必要性を広く世の中にアピールすべく、標記シンポジウムを以下の通り開催いたします。詳細が決まり次第改めてご案内しますので、ぜひご参加ください。

- ・日 時 2024年10月30日（水）13:30～16:30 ※時間は予定
- ・会 場 名古屋国際会議場レセプションホール（名古屋市中区熱田区熱田西町1番1号）
- ・内 容 専門家による特別講演、企業等による事例発表、パネルディスカッションなど

当協会 研修会場（ポラ名古屋ビル会場）の定員数変更のご案内

当協会 研修会場（ポラ名古屋ビル会場）では、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、順次、講習会の定員数制限の緩和を行ってまいりましたが、2024年4月1日以降の講習会より定員数制限を撤廃しました。

ポラ名古屋ビル9F研修会場の定員数（2024年4月1日以降）	
第1研修室	100名
第2研修室	80名
第3研修室	100名

また、環境整備について、以前より研修室に導入している高性能空気清浄機エアドッグ（Airdog X8 Pro）に加えて、換気装置としてファンおよびガラの設置工事もあわせて実施しました。

受講生の皆さまにはより良い講習を安心して受講していただけるよう、環境の整備に継続的に取り組んでまいります。

企業の労働110番 労働相談室のご案内

行政から法違反に関する指導を受けた、労使紛争が発生した等の労働トラブルが増加しております。

労働関係法は100近くあり、これを全て理解しその義務を守ることは、一企業にとって極めて困難で、専門家の助言が不可欠です。

愛知県下各労働基準協会では、令和4年4月より一般社団法人名北労働基準協会事務局内に「企業の労働110番労働相談室」を設置し、社会保険労務士17名等の専門相談員が、愛知県下全域の労働基準協会の会員企業さまへの、無料労働相談を行っています。

法令を遵守し、労働トラブルを防ぎ、円滑な労務・安全衛生管理を行い、労使一体となり企業を繁栄させるため、ぜひともご活用ください。

<ご利用のご案内>

～問題の解消、解決の糸口へ～

相 談 無 料

何 時 で も

何 度 で も

秘 密 厳 守

企業の労働110番労働相談室

名 称 : 企業の労働110番 労働相談室

設置場所 : 一般社団法人 名北労働基準協会内
名古屋市北区清水1-13-1

相談方法 : 電話・来局・ファックス・メールでの相談

相 談 先 : 専用相談ダイヤル (052)-961-7110

FAX (052) 961-9635

E-mail roudou110@meihokurouki.or.jp

そ の 他 : 一部の地区労働基準協会では労働安全衛生法等の相談も行っております。

中央労働災害防止協会 2023年度中小企業無災害記録証 受賞事業場紹介

中央労働災害防止協会では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。2023年度は一定の無災害記録日数を達成した次の事業場が受賞されました。

事業場名	所在地	業種	種別	無災害記録日数	樹立年月日	授与年月日
株式会社 中部総合ビルサービス	名古屋市 中村区	設備工事業	第3種 (銅賞)	4,200日	令和5年2月27日	令和5年6月1日
株式会社 石亀工業	安城市	一般機械器具 製造業	第5種 (金賞)	3,400日	令和5年7月3日	令和5年9月1日
有限会社 トリオ商事坂上工場	瀬戸市	窯業・土石製品 製造業	第1種 (努力賞)	700日	令和5年7月26日	令和5年9月1日
豊通ニューパック 株式会社	みよし市	パルプ・紙・ 紙加工品製造業	第1種 (努力賞)	750日	令和5年8月30日	令和6年2月1日

中央労働災害防止協会 中小企業無災害記録証授与制度 申請のご案内

中央労働災害防止協会（中災防）では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。災害ゼロの安全で快適な職場づくりに向けて、ぜひ本制度をご活用ください。制度の概要および申請方法は中災防ホームページ (<https://www.jisha.or.jp/chusho/record/>) または右のQRコードをご確認ください。



業種や事業者規模に関わらず、 化学物質管理者の 選任が必要です。

2024年
4月1日～

殆どの企業が事業所ごとに対象となります

リスクアセスメント対象物を
製造する事業所



化学物質管理者は専門的講習
の修了が必要

リスクアセスメント対象物を
取り扱う事業所
(消毒液や塗料など製造の用途に
供しないものも含む)



化学物質管理者は専門的講習
の修了を推奨

但し、自ら専門的講習の内容を習得することでも可

化学物質管理者 の 職務

ラベル、SDS（安全データシート）の確認及び

化学物質管理に係るリスクアセスメントの実施の管理

リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理

化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存

化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知・教育

ラベル、SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業所の場合）

リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

化学物質管理者専門的講習のご相談は愛知県下の労働基準協会へ

	電話番号
(公社)愛知労働基準協会	052-221-1436
(一社)名北労働基準協会	052-961-1666
名古屋東労働基準協会	052-882-3909
(一社)名古屋南労働基準協会	052-651-9246
豊橋労働基準協会	0532-54-2131
名古屋西労働基準協会	052-581-8086
岡崎労働基準協会	0564-52-3692
一宮労働基準協会	0586-48-5495

	電話番号
(一社)半田労働基準協会	0569-21-4440
(一社)刈谷労働基準協会	0566-21-6337
豊田労働基準協会	0565-28-9411
瀬戸労働基準協会	0561-82-2575
津島労働基準協会	0567-26-4603
江南労働基準協会	0587-55-2341
西尾労働基準協会	0563-56-0244

公益社団法人

愛知労働基準協会



安全経営あいち®

リスクアセスメントを通じPQCD&SMEはひとつにできる。

愛知労働局

Aichi Labour Bureau
&
Labour Standards
Inspection Office

あいち安全経営本舗 労働基準監督署

第83回

全国産業安全衛生大会



IN
広島
HIROSHIMA



参加申込
6月上旬より
受付開始

令和6年

11月13日水 **15日金**

開催期間

オンライン限定プログラム視聴期間：令和6年11月13日(水)～29日(金)
(※現地開催プログラムとは異なる内容です。現地開催プログラムの配信は行いません)

会場

総合集会：広島県立総合体育館
(広島グリーンアリーナ)

分科会：広島国際会議場

広島市文化交流会館・JMSアステールプラザ

参加費

一般 1名 16,500円 (税込)

中災防賛助会員 1名 8,250円 (税込)

同時開催

緑十字展2024 広島県立広島産業会館

総合集会 特別講演



『熟達しつづけるために』

Deportare Partners 代表
元陸上選手

為末 大氏

インターネットでのお申込みは特設ウェブサイト(サイトオープンは5月上旬)から。
詳しくは中災防ホームページ(<https://www.jisha.or.jp/taikai/>)をご覧ください。

- 【主催】中央労働災害防止協会
- 【協力】公益社団法人 広島県労働基準協会・中国ブロック各労働基準協会
- 【協賛】各都道府県労働基準協会(連合会)、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会
- 【後援】厚生労働省、国土交通省、環境省、スポーツ庁、警察庁、ILO駐日事務所、広島県、広島市、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、一般社団法人中国経済連合会、広島県経営者協会、広島県商工会議所連合会、広島商工会議所、広島県商工会連合会、広島県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会広島県連合会、一般社団法人広島県医師会、広島県社会保険労務士会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、公益社団法人日本保安用品協会(順不同/予定、申請中含む)

全ての働く人々に安全・健康を～ Safe Work, Safe Life～

JISHA 中災防
Japan Industrial Safety & Health Association



中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事業課
TEL：03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/>

大会テーマ 変わる時代に 変わらぬ誓い 安全・健康・平和な未来

全国産業安全衛生大会は、全国から産業安全・労働衛生の関係者が一堂に集い、企業の研究発表や、専門家による講演などを行う、国内最大の安全衛生イベントです。産業現場での安全と健康の確保を誓う安全文化の祭典に、ぜひご参加ください。

総合集会

開会式のほか、安全衛生に功績のあった方々の表彰、厚生労働省の講演、特別講演などを行います。

11月13日(水)

会場 広島県立総合体育館 (広島グリーンアリーナ)

13:15～17:00 (開場11:30予定) [アクセス] 路面電車「紙屋町西駅」「原爆ドーム前」等より徒歩5分 [所在地] 広島県広島市中区基町4-1

特別講演

『熟達しつづけるために』



組織も人も熟達をすることで、より良い成果をあげることができ、また、熟達を通してより良い人生を歩むことができると考えています。熟達を助けるコミュニケーションのほか、個人の熟達・組織の熟達を5段階のプロセスに分けてお話しします。

Deportare Partners 代表/元陸上選手 **為末 大氏**

【プロフィール】 1978年広島県生まれ。スプリント種目の世界大会で日本人として初のメダル獲得者。男子400メートルハードルの日本記録保持者(2024年3月現在)。現在はスポーツ事業などに取り組む。

分科会

全国の事業場からの研究発表をはじめ、最新の安全衛生の課題に対応した講演、パネルディスカッション等、多彩なプログラムを予定しています。

11月14日(木)、15日(金)

会場 広島国際会議場・広島市文化交流会館・JMSアステールプラザ (広島県広島市中区)

講演 ダイバーシティ等分科会



11月15日(金)
13:40～14:40

オタフクソース(株)
代表取締役

佐々木 孝富氏

『社員が活躍できる環境整備の重要性 ～オタフクソースの理念と様々な取り組みについて～』

講演 安全衛生教育分科会



11月14日(木)
14:30～16:00

ツナグ働き方研究所
所長

平賀 充記氏

『Z世代のトリセツ
～若者の価値観を理解し
自律自走を支援する～』

講演 ゼロ災運動分科会



11月14日(木)
15:40～16:40

筑波大学
人間系心理学域 准教授

藤 桂氏

『“孤”をつなぎ、“個”を活かす職場へ
～職場でのユーモアと
心理的安全性の観点から～』

分科会名	日程	分科会名	日程
マネジメントシステム・リスクアセスメント分科会	11/14、15	機械・設備等の安全分科会	11/15
ダイバーシティ等分科会	11/15	安全衛生教育分科会	11/14、15
安全管理活動分科会①	11/14、15	ゼロ災運動分科会	11/14
安全管理活動分科会②	11/14、15	労働衛生管理活動分科会	11/14
安全管理活動分科会③	11/15	化学物質管理活動分科会	11/15
DX等分科会	11/14	メンタルヘルス・健康づくり・健康経営分科会	11/14、15



本大会の参加者の方は、大会期間中、参加章の提示によって、「広島平和記念資料館」の観覧料が免除となる予定です(現在申請中)。詳細が決まり次第、特設ウェブサイトにてご案内します。

参加費 一般 1名 16,500円(税込)
中災防賛助会員 1名 8,250円(税込)

※上記参加費にて3日間の現地会場へのご入場に加えて、オンライン限定プログラム(現地開催プログラムとは異なる内容)をご視聴いただけます。

お問合せ先 中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部
イベント事業課 TEL:03-3452-6402

技能講習等講習会予定表

	学 科		実 技						
	日	会 場	日	会 場	日	会 場	日	会 場	
フォークリフト運転 (31Hコース)	5月	7	ポーラ名古屋ビル	8.9.10	NSB東海	12.19.26	トヨタL&F北名古屋	13.14.15	NSB東海
		8	江南市民文化会館	12.19.26	稲葉製作所				
		10	トヨタ教育センター	11.12.13	トヨタ教育センター	18.19.20	トヨタ教育センター		
		13	ポーラ名古屋ビル	15.16.17	トヨタL&F白金	16.17.20	NSB東海	20.21.22	トヨタL&F白金
		20	ポーラ名古屋ビル	21.22.23	NSB東海	23.24.27	トヨタL&F白金	24.27.28	NSB東海
		21	とよはし産業人材センター	22.23.24	とよはし産業人材センター				
	6月	29	豊川市文化会館	6/2.8.9	トピー工業㈱				
		3	ポーラ名古屋ビル	4.5.6	トヨタL&F小牧	5.6.7	NSB東海	7.10.11	トヨタL&F白金
				9.16.23	水谷運輸倉庫				
		7	ポーラ名古屋ビル	10.11.12	NSB東海	13.14.17	NSB東海	17.18.19	トヨタL&F白金
	7	トヨタ教育センター	8.9.10	トヨタ教育センター	15.16.17	トヨタ教育センター			
	7月	17	ポーラ名古屋ビル	18.19.20	NSB東海	20.21.24	トヨタL&F白金	21.24.25	NSB東海
				25.26.27	トヨタL&F白金				
		1	ポーラ名古屋ビル	2.3.4	NSB東海	5.8.9	NSB東海	7.14.21	水谷運輸倉庫
		5	トヨタ教育センター	6.7.8	トヨタ教育センター	13.14.15	トヨタ教育センター		
	9	NSB東海	10.11.12	NSB東海	16.17.18	NSB東海			
									18

講習会	会場	5月	6月	7月
ガス溶接 【学科1日 実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル	22		16
	(実) トヨタ教育センター	25		20
	(学) トヨタ教育センター		27	
	(実) トヨタ教育センター		28	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 【学科2日 実技1日】	(学) 豊和工業㈱		18	
	(実) トヨタ教育センター		22	
	ポーラ名古屋ビル	(学) 7.8	(学) 10.11	(学) 9.10
		(実) 9or10	(実) 12or13	(実) 11or12
		(学) 21.22	(学) 18.19	(学) 16.17
	(実) 23or24	(実) 20or21	(実) 18or19	
	(学) 28.29	(学) 24.25	(学) 23.24	
	(実) 30or31	(実) 26or27	(実) 25or26	
	とよはし産業人材教育センター	(学) 14.15		
	(実) 16or17			
アイブラザ半田			(学) 4.5	
(実) 9or10			(実) 3or4	
トヨタ教育センター			(学) 1.2	
(実) 3or4				
有機溶剤 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	13.14	15.16	1.2
		21.22	20.21	11.12
	とよはし産業人材教育センター		24.25	23.24
	アイブラザ半田	30.31		
トヨタ教育センター		3.4	24.25	
特定化学物質 及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	23.24	10.11	8.9
		28.29	22.23	22.23
	とよはし産業人材教育センター			30.31
	西尾コンベンションホール		13.14	
	トヨタ教育センター	27.28	13.14	
	江南市民文化会館		5.6	
プレス機械作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		5.6	
	トヨタ教育センター			17.18
乾燥設備作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		10.11	8.9
	豊川市文化会館			25.26
	トヨタ教育センター		20.21	
高所作業車 【学科1日 実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル	16		
	(実) ポリテクセンター名古屋港	21or22or23		
はい作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		24.25	
	とよはし産業人材教育センター		17.18	
石綿作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	7.8	7.8	2.3
		14.15	15.16	18.19
			28.29	29.30
ショベルローダー等運転 【学科1日 実技3.5日】	(学) 豊和工業㈱		19	
	(実) ポリテクセンター		20.21.24.25	
			26.27.28.7/1	

講習会	会場	5月	6月	7月
アーク溶接 【学科1.5日 実技1.5日】	(学) SDG	13.14	24.25	22.23
	(実) SDG	15or16	26or27	24or25
テールゲートリフト特別教育 【学科・実技】	アイシン教育センター	13	14	26
		29	17	29
自由研削といし 取替 試運転 【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル	17	14	5
		27	28	31
機械研削といし 取替 試運転 【学科1日 実技0.5日】	トヨタ教育センター	7		29
		8or9		30or31
産業用ロボット (検査・教示) 【学科2日 実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル		17.18	
	(実) 三菱電機		19or20or21	
粉じん【学科1日】	(学) エイジェック			8.9
	(実) エイジェック			10or11or12
ダイオキシシン【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	20		
石綿作業従事者【学科1日】	ポーラ名古屋ビル		17	22
低圧電機 【学科1日 実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 9 (学) 30	(学) 26	(学) 16
		(実) 10 (実) 31	(実) 27	(実) 17
フルハーネス(6H) 【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル	22	19	5
		29		24
能力向上等	安全衛生推進者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		29.30
	安全管理者選任時【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		18.19
	局所排気装置等自主検査者【学科2日 実技1日】	ポーラ名古屋ビル	13.14	3.4
			15or16or17	5or6or7
	SDG			16.17.18
	マスクフィットテスト【学科1日】	名古屋市公会堂	17	
	石綿調査者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	15.16	13.14
	化学物質管理者【学科2日】	国際会議場		6.7
	化学物質管理者【学科1日】	ポーラ名古屋ビル		4
	作業環境測定士	ポーラ名古屋ビル		24.25
勉強会	衛生管理者(一種)【学科4日】	ポーラ名古屋ビル	20.21.27.28	1.2.3.4
	エックス線作業主任者【学科4日】	ポーラ名古屋ビル		3.4.5.6

日付の■の表示は、土・日・祝日です。

研修などの名称	5月	6月	7月
労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナー		17 岡谷鋼機名古屋公会堂	12 産業技術センター(刈谷)
リスクアセスメントセミナー		14 西尾コンベンションホール	
衛生管理者向け化学物質管理対策を学ぶセミナー	22 WEB限定		
自社で行う労務監査の基本ポイントセミナー			29
愛知産業安全衛生大会			4 岡谷鋼機名古屋公会堂

上記で会場の記載のないものはポーラ名古屋ビルで実施します。

フォークリフト外国語コース 中国語講座 ポルトガル語講座 ベトナム語講座	学科【2日】	6/29. 30 ポーラ名古屋ビル
	実技【3日】	7/1. 2. 3 トヨタL&F白金オフィス